



2023年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社TAKI SAWA
代表者名 代表取締役社長 原田 一八
(コード番号 6121 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役 林田 憲明
(TEL. 086-293-6111)

**ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

ニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年9月14日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2023年11月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2023年11月20日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が発生する見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「[株式会社TAKI SAWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ]」のとおり、本公開買付けの結果の報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（3,193,900株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2023年11月20日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式5,502,183株の応募があり、買付予定数の下限（3,193,900株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2023年11月20日をもって、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなり、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(3) 異動に関する株主の概要

新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ニデック株式会社
(2) 所 在 地	京都市南区久世殿城町338番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 最高経営責任者 永守 重信

(4) 事業内容	精密小型モータ、車載及び家電・商業・産業用モータ、機器装置、電子・光学部品、その他の開発・製造・販売	
(5) 資本金	87,784 百万円 (2023 年 3 月 31 日現在)	
(6) 設立年月日	1973 年 7 月 23 日	
(7) 連結純資産	1,373,694 百万円 (2023 年 3 月 31 日現在)	
(8) 連結総資産	2,872,591 百万円 (2023 年 3 月 31 日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2023 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	14.70%
	永守 重信	8.60%
	(株)日本カストディ銀行 (信託口)	5.21%
	(株)京都銀行 (常任代理人 (株)日本カストディ銀行)	4.31%
	エスエヌ興産合同会社	3.51%
	(株)三菱 UFJ 銀行	2.58%
	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 (株)みずほ銀行)	2.45%
	日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	2.28%
	明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 (株)日本カストディ銀行)	2.22%
	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.66%
(10) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	公開買付者は、当社株式を 100 株 (所有割合 (注 1) : 0.00%) を所有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社は、公開買付者の子会社である Nidec Automotive Motor Mexicana S de RL de C.V. に対して当社製品を販売しています。また、当社は、同じく公開買付者の子会社であるニデックドライブテクノロジー株式会社から部品の仕入れを行っています。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注 1) 「所有割合」とは、当社が 2023 年 11 月 10 日に提出した「第 94 期第 2 四半期報告書」(以下「当社四半期報告書」といいます。)に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (6,578,122 株) から、当社が 2023 年 10 月 31 日に公表した「2024 年 3 月期 第 2 四半期決算短信 [日本基準] (連結)」(以下「当社四半期決算短信」といいます。)に記載された 2023 年 9 月 30 日現在において当社が所有する自己株式数 (190,312 株) を控除した株式数 (6,387,810 株) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、議決権所有割合及び所有株式数

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注 2))			大株主順位
		直接所有分	合計対象分	合計	
異動前	—	1 個 (0.00%)	—	1 個 (0.00%)	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	55,022 個 (86.14%)	—	55,022 個 (86.14%)	第 1 位

(注 2) 「議決権所有割合」の計算においては、当社四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 (6,578,122 株) から、当社四半期決算短信に記載された 2023 年 9 月 30 日現在において当社が所有する自己株式数 (190,312 株) を控除した株式数 (6,387,810 株) に係る議決権の

数を分母として計算（小数点以下第三位を四捨五入）しております。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかつたことから、当社が2023年9月13日付で公表した「ニデック株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）でお知らせしましたとおり、今後、当社意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續により、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

なお、当該手續の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手續及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

(添付資料)

2023年11月14日付「株式会社TAKI S AWA（証券コード：6121）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2023年11月14日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 小部 博志
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問 合 せ 先 広報宣伝部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

株式会社 TAKISAWA (証券コード：6121) に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年9月13日、株式会社 TAKISAWA（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：6121）（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2023年9月14日から本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2023年11月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 ニデック株式会社
所在地 京都市南区久世殿城町 338 番地

(2) 対象者の名称

株式会社 TAKISAWA

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,387,986 (株)	3,193,900 (株)	— (株)
合計	6,387,986 (株)	3,193,900 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限(3,193,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,193,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が2023年8月10日に提出した第94期第1四半期報告書に記載された2023年8月10日現在の対象者の発行済株式総数(6,578,122株)から、対象者が2023年7月31日に公表した「2024年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年6月30日現在の対象者の所有する自己株式数(190,036株)及び本日現在公開買付者が所有する対象者株式数(100株)を控除した株式数(6,387,986株)になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2023年9月14日(木曜日)から2023年11月13日(月曜日)まで(40営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を3,193,900株と設定し、(i)応募株券等の総数が3,193,900株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととし、(ii)公開買付け期間の末日までに応募株券等の総数が3,193,900株に達した場合には、速やかにその旨を公表したうえで、当該時点から公開買付け期間の末日までに10営業日を確保することができるよう公開買付け期間を延長することを予定しておりました。これに基づき、公開買付者は、2023年10月27日、本公開買付けに応募された株券等の総数が、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,193,900株に達したことを確認いたしましたので、2023年9月14日付で提出いたしました公開買付け届出書(2023年9月21日付及び2023年10月10日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、公開買付け期間として同日から10営業日の期間が確保されるよう、公開買付け期間を2023年11月13日まで延長することを決定いたしました。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,600円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,193,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(5,502,183株)が買付予定数の下限(3,193,900株)以上となりましたので、公開買付け開始公告(その後の公開買付け条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。)及び公開買付け届出書(その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2023年11月14日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,502,183(株)	5,502,183(株)
新株予約権証券	—	—

新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	5,502,183 (株)	5,502,183 (株)
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	55,022 個	(買付け等後における株券等所有割合 86.14%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	63,691 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2023 年 11 月 10 日に提出した第 94 期第 2 四半期報告書(以下「対象者第 2 四半期報告書」といいます。)に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 2 四半期報告書に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(6,578,122 株)から、対象者が 2023 年 10 月 31 日に公表した「2024 年 3 月期 第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2023 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数(190,312 株)を控除した株式数(6,387,810 株)に係る議決権の数(63,878 個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 3-11
 マネックス証券株式会社(復代理人) 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

- ② 決済の開始日
 2023 年 11 月 20 日(月曜日)

- ③ 決済の方法
 (三田証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人

から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(マネックス証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者が2023年9月13日付で公表した「株式会社TAKISAWA(証券コード:6121)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ニデック株式会社	京都市南区久世殿城町338番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号